

1. 食品衛生管理者について

1 食品衛生管理者の法的位置づけ

食品衛生管理者は、食品衛生法第48条の規定により、製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であって、食品衛生法施行令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならないこととなっています。この食品衛生管理者は国家資格です。

なおここでいう食品とは次のものを指します（食品衛生法施行令第13条）

全粉乳（その容量が1,400グラム以下である缶に収められるものに限る）、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る）、マーガリン、ショートニング、添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る）

2 食品衛生管理者の資格要件

食品衛生管理者は、次のいずれかに該当する者でなければなりません。（食品衛生法第48条の17第6項）

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師
- (2) 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学の課程を修めて卒業した者
- (3) 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者
- (4) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者

※(4)により食品衛生管理者となった者は、衛生管理の業務に3年以上従事した製造業又は加工業と同種の業種の施設においてのみ食品衛生管理者となれます。

3. 食品衛生管理者になるには

本学科の食品衛生課程は上の(3)に該当します。ただし、これら(1)～(4)に該当する場合であっても、卒業・修了によって得られるのは「食品衛生管理者になることができる資格（これを任用資格といいます）」です。

実際に、食品衛生管理者になるには、まず粉乳、ハム・ソーセージなどの食肉製品、食用油脂、成分規格のある添加物を扱う企業に就職し、そこでこれらの製造現場等に配属され、食品衛生管理者になる必要が生じた場合に、本学科の食品衛生課程の修了証を添えて保健所に届けるという所作が必要です（これは就職先の企業が行ってくれます）。

このように食品衛生監視員任用資格が役に立つのは一部の食品メーカーに就職した場合であり、個人がこの資格をもって何かを行うことができるものではありません。なお、飲食

店などでは営業店ごとに「食品衛生責任者」をおく必要があり、そのために講習会を受講している人が大勢いますが、食品衛生管理者であれば講習会を受講しなくとも自動的に「食品衛生責任者」になることができます。

2. 食品衛生監視員について

1. 食品衛生監視員の法的位置づけ

食品衛生法では、食品による危害を未然に防止する目的で、国、都道府県、保健所を設置する市に食品衛生監視員を配置するよう定めています。食品衛生監視員の役割は、法で定められた食品製造工場、食品販売店、飲食店営業などの施設に随時立ち入り、食品の状況を監視し、設備の改善や食品の扱いを指導することです。また、食品等の検査、食中毒発生時の疫学調査を行い、その結果必要あれば営業禁止、営業停止、改善、廃棄等の命令を出すことができます。なお、全国の主要海空港の検疫所には厚生労働省の食品衛生監視員が配置され、輸入食品の検査を行っています。この場合、食品衛生監視員は検査のため必要限度の検体を無償で収去できます。食品衛生監視員の資格は食品衛生法施行令で規定されており、国家資格です。

2. 食品衛生監視員の資格要件

食品衛生監視員は、食品衛生法施行令第9条（食品衛生監視員の資格）の規定により、以下のいずれかに該当する者でなければいけません。

- (1) 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者
- (2) 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- (3) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者
- (4) 栄養士で二年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの

3. 食品衛生監視員になるには

本学科の食品衛生課程は(1)に該当します。ただし、食品衛生管理者と同様に、これら(1)～(4)に該当する場合であっても、卒業・修了によって得られるのは「食品衛生監視員になることができる資格（これを任用資格といいます）」です。

実際に食品衛生監視員になるには、「食品衛生監視員任用資格」を得た上で、公務員となり、その上で、食品衛生監視員としての仕事を行う必要が生じた場合に、厚生労働大臣または都道府県知事から任命されねばなりません。つまり、食品衛生管理者もそうでしたが、資格が先にあるのではなく、必要性が生じなければならないのです。

なお、厚生労働省では全国にいくつかある検疫所における輸入食品検査業務のために、「食品衛生監視員任用資格」を持つことを受験条件として、毎年秋に食品衛生監視員採用試験を実施しています。この試験に合格すればストレートに食品衛生監視員として勤務することができますからチャレンジされてもいいと思います。この試験の応募者/合格者(括

弧内は女子数) は、平成 19 年度が 174(114)/33(22)、平成 20 年度が 190(134)/27(17)、平成 21 年度が 292(178)/45(25) です。試験の詳細については厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/syokukan.html> を参照して下さい(試験科目や過去問題などもダウンロードできます)。